

1. 犯罪被害者支援の概要

被害者の置かれた状況はさまざまであり、時間の経過によっても変わっていきます。その時々に必要なとする支援を受けられることが、被害からの回復にとって非常に重要です。

法テラスは、被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用の援助制度を案内するなど、犯罪被害者を多角的にサポートしています。

●このようなときお問い合わせください。

- 犯罪被害にあった
殺人・傷害・暴行／性犯罪／交通犯罪／ストーカー／DV／児童虐待／いじめ(子ども)／職場のいじめ・嫌がらせ／セクハラ／暴力団犯罪など
- 刑事手続・民事裁判手続について知りたい
被害届・告訴・告発／捜査／起訴／公判／裁判結果・出所情報／少年事件／損害賠償／示談など
- 犯罪被害について相談できる窓口を知りたい
- 犯罪被害者が利用できる支援制度を知りたい
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介してほしい
- 無料で法律相談を受けたい
- 弁護士費用が心配
- 刑事裁判に参加したい

犯罪被害者支援ダイヤル

0570-079714

平日9:00~21:00 / 土曜日9:00~17:00

- 利用料：0円
- 通話料：全国一律3分8.5円(税別)
- PHS・IP電話からは03-6745-5601

↓

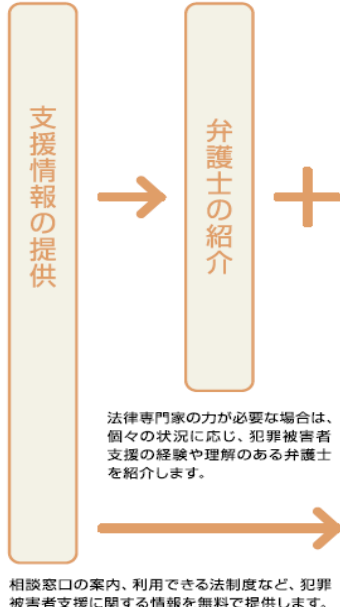
問い合わせ内容に応じて、コールセンターから地方事務所に支援の引き継ぎをします。

地方事務所

☎ 電話で 👤 面談で

■業務時間 平日9:00~17:00

- 相談の秘密は厳守します。
- お名前や話したくないことを無理にお聞きすることはありません。



経済的援助制度の利用

※経済的援助を受けるには、資産などの一定の要件を満たす必要があります。

被害者参加人のための国選弁護制度

殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷などの犯罪の被害者等のために、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知します。

民事法律扶助制度

損害賠償や保護命令(DV)の申立てなど、民事裁判等の手続を希望する被害者の方に、弁護士費用などの立替えを行います。

日弁連委託援助

殺人、傷害、性犯罪、ストーカーなどの犯罪にあつた方、虐待、体罰、いじめを受けている未成年者に、刑事裁判や犯罪被害者等給付金申請などの行政手続に関する弁護士費用などを援助します。

2. 「被害者参加制度」と「被害者参加人のための制度」

■被害者参加制度

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。

■被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加人が経済的に余裕のない場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

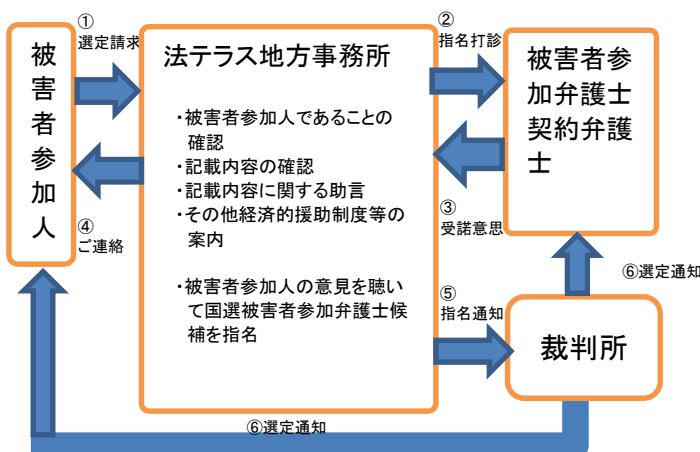
法テラスでは、被害者参加人のご意見をお聴きした上で、被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するほか、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払業務などを行っています。

■被害者参加旅費等支給制度

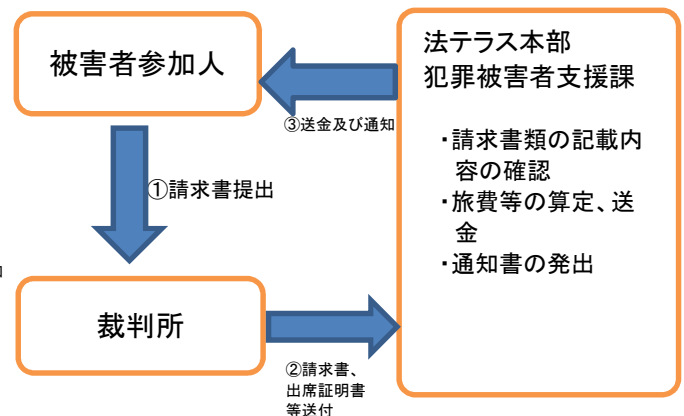
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人にご利用いただけます。

法テラスでは、本部犯罪被害者支援課において、旅費等の算定及び送金業務などを行っています。

●国選被害者参加弁護士の選定の流れ



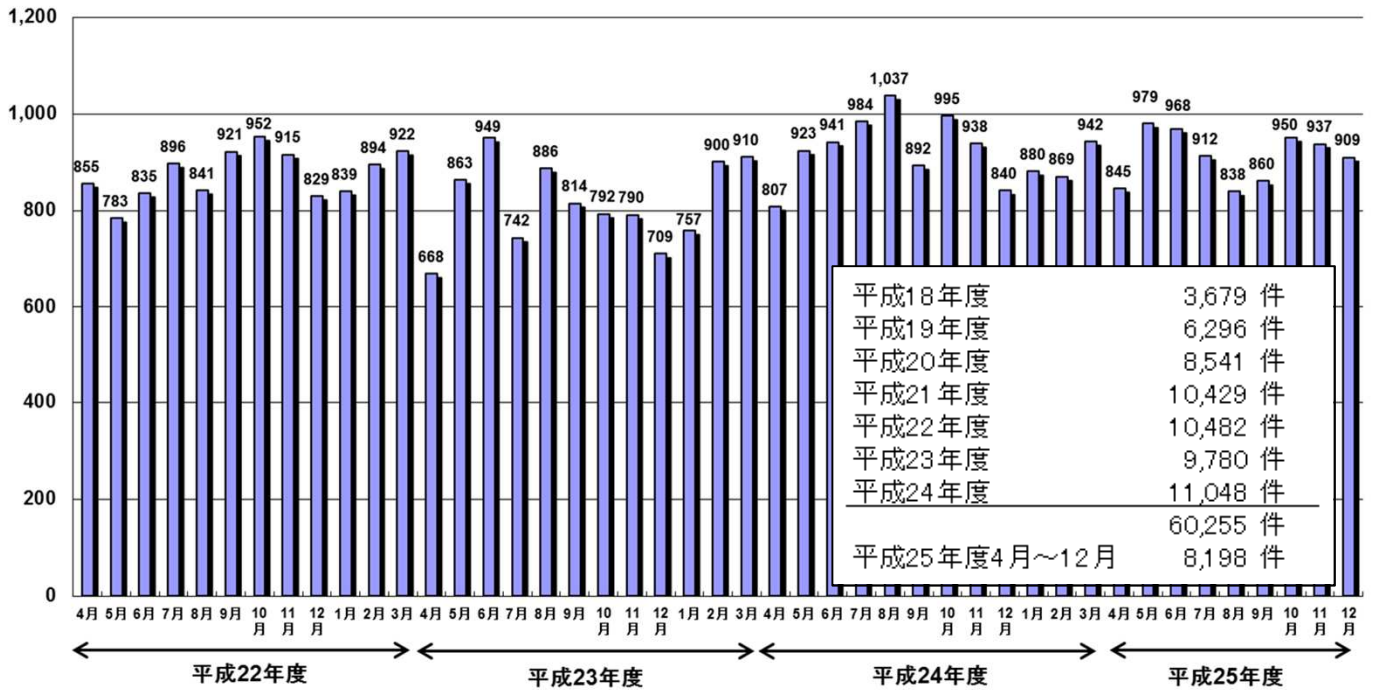
●被害者参加旅費等の支給の流れ



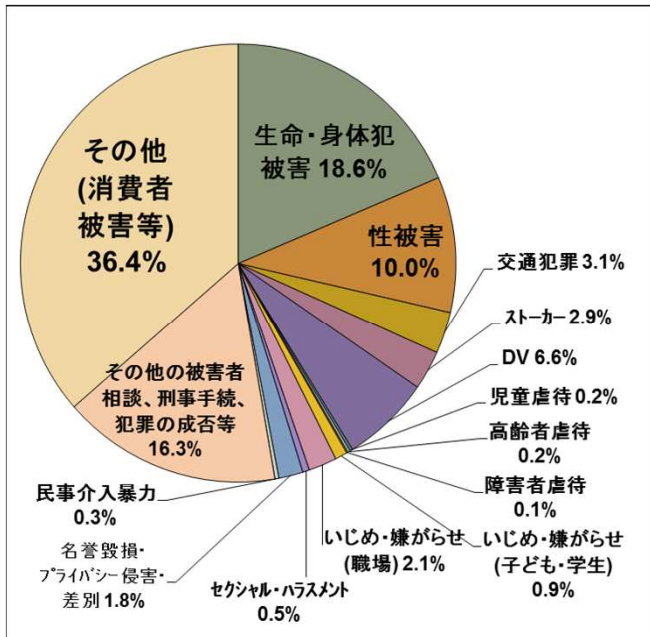
3. 業務実績

(1) サポートダイヤル(犯罪被害者支援ダイヤル)

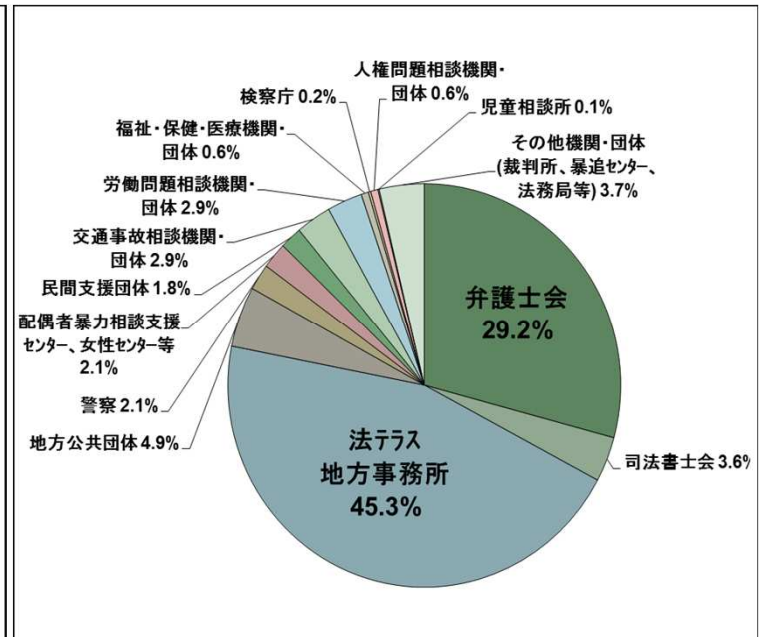
① 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移(平成22年度～平成25年度12月)



② 問合せ内容(平成25年度4月～12月)

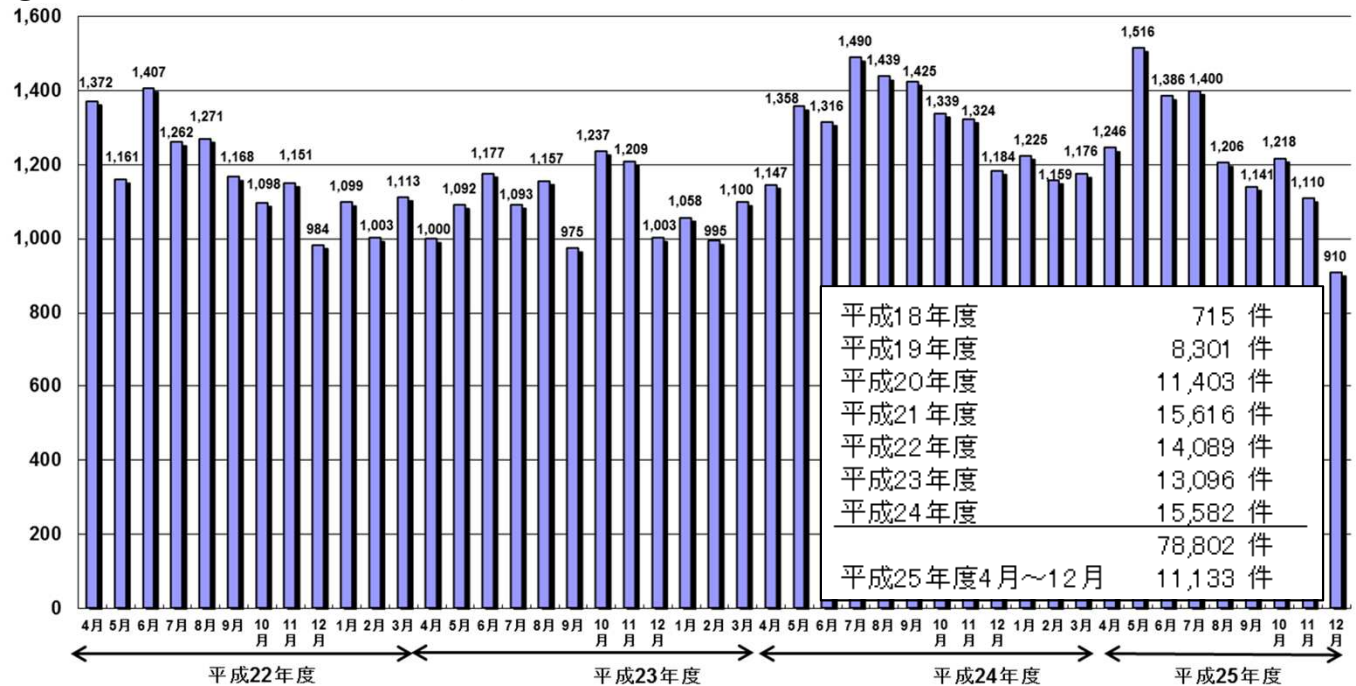


③ 紹介先(平成25年度4月～12月)

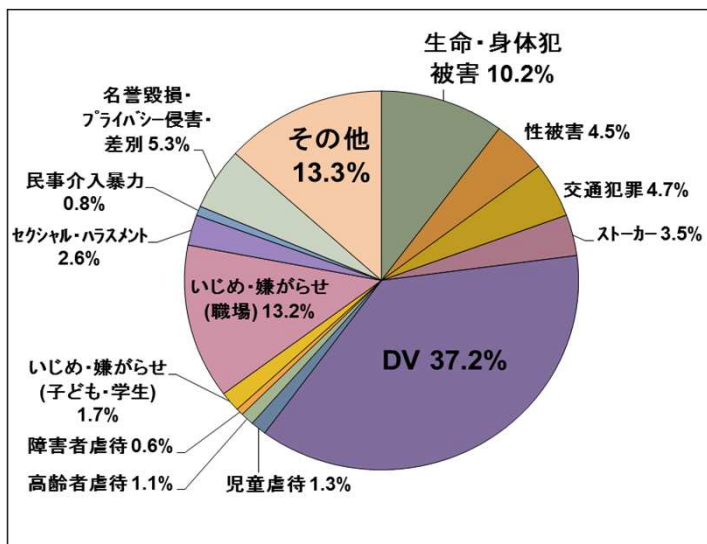


(2) 地方事務所

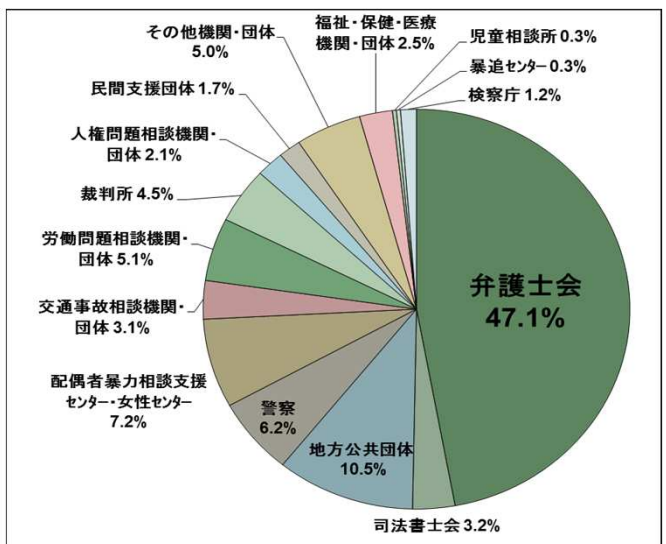
① 地方事務所における問合せ件数の推移(平成22年度～平成25年度12月)



② 問合せ内容(平成25年度4月～12月)



③ 紹介先(平成25年度4月～12月)



④ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況(平成25年度4月～12月)

